一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町界字十文字四三〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、四三〇三、字大谷地四三〇四、四三〇五（次の図に示す部分に限る。）、字横山四三〇〇の一、四三〇〇の三、四三〇〇の四、四三〇〇の五、字味沢入四三〇一の一、四三〇一の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横山四三〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の一・二の二・二の四・二の八三から二の八五まで・二の八七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二の五から二の七まで、二の一一から二の一三まで、二の一六、二の一六四から二の一六七まで、池ノ尻一、小幡四〇の一、四〇の七、四一、関口五六、五七の七、信田御代三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二、三三、常磐上湯長谷町嶽道九〇の一、九〇の四、九三の一、九三の一八、辰ノ口一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

湯ノ岳二の一・二の一六六・二の一六七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一六五、小幡四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、関口五六、五七の七、信田御代三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二、三三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の三、沢田四九の一、四九の四、四九の五、常磐上湯長谷町嶽道九一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

嶽道九一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の三、沢田四九の一、四九の四、四九の五、常磐上湯長谷町嶽道九一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

嶽道九一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県茅野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

茅野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県大町市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）